

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部

紀要投稿規程

(目的)

第1条 本規程は、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部紀要に関する規程」に基づいて、「四天王寺大学紀要」（以下、「紀要」という。）の執筆・投稿の詳細に関する事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 投稿者は、四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）の専任教職員および非常勤講師、もしくは退職した教員に限る。共著の場合は、トップ・オーサーが本学専任教職員または非常勤講師でなければならない。

ただし、特に紀要編集委員会で認められた場合は、この限りではない。

(原稿区分)

第3条 投稿原稿は、学術的価値の高いものであり、その種別は、次の(1)から(5)の5種とする。

(1)論文：先行研究を踏まえ、明確な論拠のもとに見解が表明され、当該分野において一定の評価を得る、価値のある論考

(2)研究ノート：当該の研究課題に対する一定の見解が表明されて、「論文」への過渡的な、評価に値する論考および研究報告

(3)実践研究：授業研究・地域連携等に重点を置いた、個別的で具体的な価値ある実践研究の論考および実践報告

(4)資料紹介：当該分野において、研究に資する基礎的な資料の紹介で、その資料価値の説明を付したもの

(5)翻訳：当該分野において、評価の高い論考の翻訳

ただし、著作権が保護されている場合は、著作権者に許諾を求め、著作権者の許諾の意思が表明されている文書を、原稿と共に提出しなければならない。

(使用言語)

第4条 投稿原稿の使用言語は、日本語、英語に限る。ただし、題目、固有名詞、引用文、用例等については、この限りではない。なお、投稿に際して、英文原稿の場合、本文ならびに要旨については、あらかじめネイティブ・チェックを経たものとする。

(内容)

第5条 投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表を原稿化したものは、発表の機関、場所、年月日、口頭発表の題目等を明記しなければならない。

2 著作権等の研究倫理にかかわる問題や法令上の手続きについては、投稿者が予め許諾を得る等、処理をするものとする。次の(1)～(3)については、出典等の明記、許諾等の記載を行うものとする。また、それらについて問題が生じた場合は、投稿者がその責を負うものとする。

(1) 資料・写真等の使用許可（本学でいう「掲載・刊行・翻刻許可願」に相当するもの）については、所有者等から許諾を得たことを論考に記載しなければならない。

(2) 人を対象とする調査研究を行う場合には、必要に応じて計画段階で「研究倫理審査委員会」に審査を依頼し、審査結果を論考に記載しなければならない。

(3) 共同研究の成果を発表する場合には、共同研究者の了解のもとに論考を作成し、共同研究の研究名および共同研究者名等を論考に記載しなければならない。

3 共著の場合は、各著者が共同作業において分担した役割を明記すること。

(募集予告)

第6条 投稿原稿の募集予告は、原則、6月と12月に行う。

(原稿提出)

第7条 投稿原稿は、ワード等を使用して入力した原稿のデータを添付送信して、図書館長に提出する。

2 投稿の締切りは、9月末日と3月末日とする。ただし、締切日が日曜日の場合は、その前日とする。

(表記方法)

第8条 和文を使用した投稿原稿は、次の(1)または(2)のいずれかとする。原稿は、止むを得ない事情がある場合を除き、横書きを標準とする。

(1) A4版縦置き・横書き（42字×36行×1列＝1,512字）31枚以内（注・付記・図表・図版などを含む）。また本文の字数は、最低限8,000字とする（「資料紹介」については除く）。

(2) A4版縦置き・縦書き（30字×27行×上下2段＝1,620字、段間隔は2字分）29枚以内（注・付記・図表・図版などを含む）。（また本文の字数は、最低限8,000字）。

2 英文を使用した投稿原稿の枚数は、A4版縦置き、Century（10.5ポイント）で、36行×1列、30枚以内（注・付記・図表・図版を含む）とする。また語数は最低限2,300語以上とする（「資料紹介」については除く）。

3 投稿原稿には、次の(1)または(2)のように「要旨」および「キーワード」を付すことができる。

(1) 和文の原稿には、500字前後の「要旨」と5語前後のキーワード（原稿冒頭に）、加えて英文の要旨とキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。

(2) 英文の原稿には、10行前後の「要旨」と5語前後のキーワード（原稿冒頭に）、加えて和文の要旨とキーワードを付してもよい（原稿末尾に）。

4 図表は、図表ソフト等を利用して、1頁もしくは見開き2頁に収まるようにする。なお、印刷困難な図表の場合には、その変更を求めることもある。カラー印刷は、原則として使用しない。

（査読）

第9条 投稿原稿は、査読者（学内、学外を問わない）に委嘱して査読される。査読については、「査読要綱」を別に定める。

（校正）

第10条 校正は、執筆者自身が責任をもって初校・再校を行う。ただし、誤字、脱字以外の訂正は認めない。なお、図書館長は、必要に応じて、最終校正を行うこととする。

（掲載順序）

第11条 掲載の順序については、以下のように定める。

(1) 掲載順序については、「論文」、「研究ノート」、「実践研究」、「資料紹介」、「翻訳」の種別順とする。

(2) 種別内の原稿掲載順については、大学においては、人文社会学部、教育学部、経営学部、看護学部、部局の順とし、それぞれの学部・学科・部局においては、教授・准教授・講師・助教・助手の順序とし、同一職位については執筆者氏名の五十音順により掲載する。短期大学部においては、それぞれの学科においては、教授・准教授・講師・助教・助手の順序とし、同一職位については執筆者氏名の五十音順により掲載する。

(3) 退職した教職員については、学部・学科・部局の後に掲載する。

(4) 非常勤講師の投稿については、退職した教職員の後に「論文」、「研究ノート」、「実践研究」、「資料紹介」、「翻訳」の順とし、執筆者氏名の五十音順により掲載する。

（紀要の配布）

第12条 投稿原稿掲載の場合には、本誌1部と抜刷25部を上限として必要部数を贈呈する。

抜刷の追加を必要とする者には、あらかじめ申し出があった場合に限り、追加作成する。
ただし、その追加分は、実費を徴収する。

(著作権)

第13条 掲載された原稿の著作権は、著作者が保持する。

2 投稿原稿の著作者は、当該論文に関する本学ホームページ、四天王寺大学機関リポジトリでの複製及び公衆送信を本学に対して許諾したものとみなす。

3 本学が委託する第三者を通じて複製及び公衆送信を行う場合も同様に許諾したものとみなす。

(その他)

第14条 本規程に記載のない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日より、施行する。
- 2 この規程は、昭和56年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 3 この規程は、昭和57年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 4 この規程は、昭和58年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 5 この規程は、昭和61年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 6 この規程は、昭和63年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 7 この規程は、平成7年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 8 この規程は、平成8年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 9 この規程は、平成10年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 10 この規程は、平成12年11月1日より、一部改訂し施行する。
- 11 この規程は、平成13年11月1日より、一部改訂し施行する。
- 12 この規程は、平成15年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 13 この規程は、平成16年6月15日より、一部改訂し施行する。
- 14 この規程は、平成17年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 15 この規程は、平成18年6月15日より、一部改訂し施行する。
- 16 この規程は、平成20年2月1日より、一部改訂し施行する。
- 17 この規程は、平成20年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 18 この規程は、平成26年4月1日より、一部改訂し施行する。
- 19 この規程は、平成27年3月1日より、一部改正し施行する。
- 20 この規程は、平成28年4月1日より、一部改正し施行する。

- 21 この規程は、平成30年4月1日より、一部改正し施行する。
- 22 この規程は、平成31年4月1日より、一部改正し施行する。なお、第68号については、従来どおりの発行とし、第69号については、令和2(2020)年6月に投稿募集の予告を行う。
- 23 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。
- 24 この規程は、令和2年9月1日から一部改正し施行する。
- 25 この規程は、令和5年1月1日から一部改正し施行する。なお、第72号からの適用とし、令和5年3月末日の投稿締切りとする募集予告を令和5年1月に行う。